

令和5年12月8日（金）

予算課 予算・財源グループ：高橋・今井（内線：4921）直通：087-832-3034

自治振興課 財政・税政グループ：二宮・吉田（内線：2180）直通：087-832-3095

令和5年度普通交付税額の変更決定

「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第83号）に基づき、総務省において令和5年度普通交付税（県分・市町分）の再算定を行い、本日、総務省より当初決定額が変更決定されましたので、お知らせします。

○ 県に対する追加交付額は3,758,727千円です。市町に対する追加交付額（総額）は2,416,237千円です。各市町の追加交付額等の詳細は別紙を御参照ください。

○ 令和5年度普通交付税の再算定の概要は次のとおりです。

① 「臨時経済対策費」の創設

・地方公共団体が、国の補正予算に基づく事業及び地方公務員の給与改定を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」が創設された。

・人口を基本とした上で、地域活性化、こども・子育て支援等に関する客観的指標（※）を用いて算定。

※ 算定に用いる指標は次のとおり。

- ・一人当たり各産業売上高
- ・人口増減率
- ・一人当たり事業所数
- ・年少者人口比率
- ・高齢者及び障害者人口比率

② 「臨時財政対策債償還基金費」の創設

・地方公共団体が、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時財政対策債償還基金費」が創設された。

③ 調整額の復活

・本年7月28日の当初決定の際に、全国の各地方自治体の財源不足額の合算額が、国の当初予算における普通交付税の総額を超えることとなったため減額された「調整額」分について追加交付。

【用語集】

○ 地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合及び地方法人税を財源として、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。

（所得税・法人税の 33.1%+酒税の 50%+消費税の 19.5%+地方法人税の全額）

○ 普通交付税の総額（全国）＝ 地方交付税の総額の 94% （残りの 6%は特別交付税）

○ 普通交付税の交付時期 ※追加交付は国の補正予算の成立及び地方交付税法が改正され次第、交付されます。 各地方自治体の資金繰りなどを考慮し、4・6・9・11月の4回に分けて交付されます。

○ 個々の地方自治体の普通交付税額 ＝ 基準財政需要額 － 基準財政収入額 （標準的な財政需要） （標準的な財政収入）

○ 基準財政需要額 ＝ 測定単位 × 単位費用 × 補正係数 （人口、面積等） （測定単位1当たりの費用） （※）

（※）各種の補正係数は、各団体の自然条件や社会条件などの違いによる財政需要の差を反映するものです。

○ 基準財政収入額 ＝ 標準的税収入の 75%

○ 調整額

普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合は、財源不足額の合算額を普通交付税の総額にあわせることとしています。この総額にあわせるために減額した額を調整額といいます。国の補正予算により交付税総額が増加した場合などに、調整額の復活を行い、追加交付されることがあります。

○ 臨時財政対策債

平成 13 年度から、財源不足を交付税特別会計借入金により措置を講じることを見直し、財源不足のうち建設地方債の増発などを除いた残余については、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条（地方債の制限）の特例となる地方債（臨時財政対策債）発行により補てん措置を講じることとなりました。発行可能額は基準財政需要額の一部を振り替えて算定されます。経常的経費にも充てることができる一般財源であり、元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税により措置されます。

令和5年度 普通交付税 変更決定額

○県分

(単位：千円)

	当初決定額 ①	変更決定額 ②	追加交付額 ③ (②－①)
香川県	127,044,814	130,803,541	3,758,727

○市町分

	当初決定額 ①	変更決定額 ②	追加交付額 ③ (②－①)
高松市	18,561,064	19,439,460	878,396
丸亀市	9,010,334	9,268,037	257,703
坂出市	2,352,572	2,490,047	137,475
善通寺市	3,341,818	3,429,071	87,253
観音寺市	5,628,841	5,783,470	154,629
さぬき市	8,339,640	8,474,014	134,374
東かがわ市	6,397,474	6,488,005	90,531
三豊市	10,376,006	10,554,300	178,294
土庄町	3,200,308	3,250,298	49,990
小豆島町	3,695,996	3,752,470	56,474
三木町	2,540,690	2,615,378	74,688
直島町	1,034,692	1,054,482	19,790
宇多津町	727,025	779,487	52,462
綾川町	3,180,600	3,251,411	70,811
琴平町	1,727,624	1,769,295	41,671
多度津町	2,050,227	2,115,177	64,950
まんのう町	4,170,968	4,237,714	66,746
市計	64,007,749	65,926,404	1,918,655
町計	22,328,130	22,825,712	497,582
市町計	86,335,879	88,752,116	2,416,237

臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費算定額、調整額の復活による追加交付額

○県分

(単位：千円)

	臨時経済対策費 ①	臨時財政対策費 償還基金費 ②	調整額の復活 ③	計 ④ (①+②+③)
香 川 県	1,761,230	1,890,462	107,035	3,758,727

○市町分

(単位：千円)

	臨時経済対策費 ①	臨時財政対策費 償還基金費 ②	調整額の復活 ③	計 ④ (①+②+③)
高 松 市	343,871	498,383	36,142	878,396
丸 亀 市	117,458	129,890	10,355	257,703
坂 出 市	59,298	73,049	5,128	137,475
善 通 寺 市	47,207	36,875	3,171	87,253
観 音 寺 市	68,917	79,485	6,227	154,629
さ ん ぎ 市	57,111	71,005	6,258	134,374
東 かがわ市	39,599	46,518	4,414	90,531
三 豊 市	73,807	96,289	8,198	178,294
土 庄 町	28,276	19,564	2,150	49,990
小 豆 島 町	30,333	23,771	2,370	56,474
三 木 町	42,719	29,486	2,483	74,688
直 島 町	10,704	8,263	823	19,790
宇 多 津 町	28,529	22,340	1,593	52,462
綾 川 町	34,084	33,913	2,814	70,811
琴 平 町	27,062	13,404	1,205	41,671
多 度 津 町	33,541	29,186	2,223	64,950
ま ん の う 町	33,756	30,112	2,878	66,746
市 計	807,268	1,031,494	79,893	1,918,655
町 計	269,004	210,039	18,539	497,582
市 町 計	1,076,272	1,241,533	98,432	2,416,237